

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の概要

令和元年6月5日
第5回健康診査等専門委員会
参考資料1

(平成十六年六月十四日、厚生労働省告示第二百四十二号)

第一 基本的な考え方

現在、各健康増進事業実施者により健康診査及びその結果の通知等が行われていることから、各健康増進事業実施者が行う健康増進事業に関し、健康増進法第6条に掲げる各制度（健康増進事業実施者）に共通する基本的な事項を定めることにより、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進する。

第二 健康診査の実施に関する事項

健康診査の在り方：

- ・健康診査の対象者に対して、その意義等について十分に周知する。
- ・各制度間及び制度内の整合性を取るため相互に連携する。
- ・検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて必要な見直しを行う。

健康診査の精度管理：

- ・内部精度管理（健康診査を行う者が自身で行うもの）及び外部精度管理（健康診査を行う者以外の者が行うもの）を適切に実施する。
- ・健康診査を委託する場合にも精度管理の適切な実施を要請する等委託先に対して適切な管理を行う。
- ・研修の実施等により健康診査実施者の知識及び技能の向上を図る。

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- ・健康診査の実施後速やかに受診者にその結果を通知する。
- ・健康診査の結果に基づき保健指導を実施すること。
- ・保健指導の実施にあたっては、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮すること。
- ・保健指導従事者に対する研修の実施等により保健指導の質の向上を図る。
- ・保健指導を委託する場合には委託先に対して適切な管理を行う。
- ・各健康増進事業実施者による対策を講じるため相互の連携（地域・職域の連携）を図る。
- ・広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置する。

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- ・健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましい。
- ・生涯にわたり継続されていくことが望ましい情報は、健康診査の結果、保健指導の内容、既往歴等であること。

第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護を規定した法令を遵守する。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の対象

(健康診査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定めるものとする。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 二 船員保険法の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 三 国民健康保険法の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合会
- 五 地方公務員等共済組合法の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立大学教職員共済法の規定により健康増進事業を行う日本私学学校振興・共済事業団
- 七 学校保健安全法の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法の規定により健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するように努めなければならない。